

## し尿浄化槽概要書記入要領

- ① 建築主又は築造主  
建築主又は築造主の住所及び氏名、電話番号を記入する。
- ② 設置場所  
浄化槽を設置する場所の住所を記入する。
- ③ 保健所長の意見書の年月日及び番号  
記入不要。  
※本書類の審査完了をもって、交付される意見書の交付日であり、本市が記入する。
- ④ 建築物の用途  
該当する用途を選択する。「その他」が該当する場合は、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」から該当の用途を記入する。
- ⑤ 設置の区分  
設置する浄化槽について、「新設」、「既設」のいずれかを選択する。
- ⑥ 処理対象人員の算定  
JIS に基づく処理対象人員及び算定根拠を記入。  
必要に応じ、浄化槽処理対象人員算定書（参考様式）を使用する。  
【確認事項】浄化槽処理対象人員算定書（参考様式）を使用する場合、それぞれ様式内「処理対象人員」、「算定式」と合致のこと。

### ＜浄化槽処理対象人員算定書（参考様式）＞

- ・棟別 階別：敷地内に建築された棟数(例: 1 棟)及び棟毎の階数(例: 1 ～ 2 階)を記入する。
- ・建築用途：JIS に基づく建築物の用途を記入する。
- ・算定式：JIS に基づく算定式を記入する。
- ・算定式中の変数(A)の値：用途が住宅施設関係の場合、建築物の延べ面積(m<sup>2</sup>)を記入する。
- ・処理対象人員：算定式より算出

※建築用途が住宅（戸建の専用住宅）の場合、処理対象人員は次のとおりとなります。

|            |                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| 都市計画区域内の地域 | 延べ面積 ≤ 1 3 0 m <sup>2</sup> は 5 人、延べ面積 > 1 3 0 m <sup>2</sup> は 7 人。 |
| 都市計画区域外の地域 | 延べ面積 ≤ 1 7 0 m <sup>2</sup> は 5 人、延べ面積 > 1 7 0 m <sup>2</sup> は 7 人。 |

- ⑦ 汚水量の算定  
処理対象人員が 5 人以上の合併浄化槽の場合にのみ記入するもので、当該建築物から排出される汚水量を算定するもの。  
対象建築物において、過去に水量・水質の実測データが存在する場合は、まずその数値を参考とする。また、類似の建築用途の施設や近隣する地域の類似施設のデータも参考としてもよい。これらのデータについては、各種の文献値を参考に、その妥当性を検討したうえで設計に用いる。  
なお、実績値が得られない場合の汚水量及び BOD 負荷量は、原則として、「浄化槽の設計・

施工上の運用指針」の「2.2 建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準の運用方針」のうち、「(4)処理対象人員 1 人当たりの汚水量及びBOD量参考値」一覧表の値を採用する。

⑧ 汚水の流入方式

汚水の流入方式について、「自然流入」、「流入ポンプ槽」のいずれかを選択する。

⑨ 放流水の排水

- 放流水の排水方式について、「自然排水」、「動力排水」のいずれかを選択する。
- 排水管の管径、管勾配を記入する。  
※放流水を停滞なく排出するために、放流量に応じた管径、勾配を備える必要がある。

⑩ 型式

- 処理対象については「合併処理」を選択する。  
※平成12年の浄化槽法改正により、平成13年以降は単独処理浄化槽の新設禁止。  
【確認事項】「浄化槽法定検査申込受理書」内「処理対象」と合致のこと。
- 製造者、製品名、認定番号及び認定年月日については、それぞれ建築基準法第68条の10に基づく「型式適合認定書」の「別添仕様書及び図面」内「会社名」、「型式」、「型式適合認定番号」及び「認定年月日」を転記する。
- 槽の材質、処理方式及び槽の容量については、それぞれ建築基準法第68条の10に基づく「型式適合認定書」の「別添仕様書及び図面」内「躯(く)体(材質)」、「処理対象人員」を転記する。
- 処理方式については、建築基準法第68条の10に基づく「型式適合認定書」の「別添仕様書及び図面」の表題欄にある大臣認定による処理方式を転記する。

⑪ 令第32条第3項のし尿浄化槽の放流水

- 生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量については、処理対象人員が501人以上の場合にのみ記入するもので、建築基準法第68条の10に基づく「型式適合認定書」の「別添仕様書及び図面」内「放流水質(BOD及びSS)」を転記する。
- 放流の場所は、放流先について、公共用水域(河川名等)まで記入する。  
【確認事項】「浄化槽法定検査申込受理書」内「放流先」と合致のこと。  
また添付書類「付近見取図」には放流経路を明記すること。

⑫ し尿浄化槽の施工者

京都府の登録を受けている浄化槽工事業者であることを確認し、記入する。  
※氏名は代表者氏名まで記入し、登録番号もしくは届出番号もあわせて記入する。  
【確認事項】「浄化槽法定検査申込受理書」内「施工業者名称」と合致のこと。

⑬ し尿浄化槽の維持管理者

京都市の登録を受けている浄化槽保守点検業者であることを確認し、記入する。  
未定の場合は、氏名欄に「未定」と記入する。  
【確認事項】「浄化槽法定検査申込受理書」内「点検業者名称」と合致のこと。